

岩手県告示第539号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和8年10月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 農地の所在等

所 在	地 番	地 目	面 積
八幡平市田頭第12地割	89番	田	928㎡
八幡平市松尾寄木第33地割	87番1	畑	4,873

2 利用権の内容等

内 容	始 期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和9年2月1日	5年間	40,955円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人岩手県農業公社 理事長 千葉 和彦 盛岡市神明町7番5号

4 農地の所有者等に係る情報

登記名義人が死亡後、所有者等を確認することができない。令和8年8月21日、農地法第41条第2項において準用する同法第38条第1項の規定に基づく公示を行ったが、所有者等からの申出はなかった。

5 補償金の支払の方法

利用権の始期までに盛岡地方法務局に補償金を供託する。

6 その他

農地の所有者等は、盛岡地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。